

(2) 平成26年度 商品テスト事例(抜粋)

品目	品名	テスト依頼内容	相談品及びテスト写真	テスト結果																										
住居品	椅子	<p>食卓用椅子の座面が滑るので姿勢が保てない。長時間座っていると滑り落ちそうになる。原因は座面と背面に使用されている革だと思いが、それ以外にも原因がありそうだ。購入当時は座面に滑り止めシートとクッションを敷いたりして工夫してみたが、どうしても滑り落ちそうになり、それを支えるために腰が痛くなる。約5か月間我慢した末に購入店に返品したいと申し出たが、直接製造元を案内された。その製造元と2か月間交渉を続け、メーカーが見に来たが、異常がないと言い交換してくれない。他の椅子と交換してもらいたいため、滑る原因を知りたい。</p>	<p>相談品(肘あり)</p>  <p>相談品(肘なし)</p> 	<p>外観寸法測定は次表のとおりであった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">単位: cm</th> </tr> <tr> <th>肘あり</th> <th>肘なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>座面 高さ</td> <td>43</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>座面 奥行</td> <td>45</td> <td>44.5</td> </tr> <tr> <td>座面幅(手前)</td> <td>39.5</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>座面幅(背中側)</td> <td>28</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>背面 高さ</td> <td>50.5</td> <td>50.5</td> </tr> <tr> <td>背面 長さ</td> <td>90.5</td> <td>90.5</td> </tr> <tr> <td>肘掛け 高さ(座面から)</td> <td>16.5</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>相談品(肘あり、肘なし)について、男性7名、女性29名の計36名を対象にモニターテストを実施した。モニターの意見を集約したところ、相談品は肘あり・肘なしとも、座面にはクッション性があり、背もたれはややフィットしない。また、肘ありのものについては肘掛けの高さが低いと感じられたものの、全体的な使用感としては不快と感じられないものであった。</p> <p>肘ありの椅子については、肘掛けの高さが低いため、肘掛けに合わせて座ると前滑りを感じられることもあるが、相談品は肘あり、肘なしとも通常想定される用途(ダイニングテーブルで食事をする)での使用においては問題のある商品とは言いにくい。</p>		単位: cm		肘あり	肘なし	座面 高さ	43	43	座面 奥行	45	44.5	座面幅(手前)	39.5	48	座面幅(背中側)	28	28	背面 高さ	50.5	50.5	背面 長さ	90.5	90.5	肘掛け 高さ(座面から)	16.5	—
				単位: cm																										
肘あり	肘なし																													
座面 高さ	43	43																												
座面 奥行	45	44.5																												
座面幅(手前)	39.5	48																												
座面幅(背中側)	28	28																												
背面 高さ	50.5	50.5																												
背面 長さ	90.5	90.5																												
肘掛け 高さ(座面から)	16.5	—																												
被服品	婦人ワンピース	<p>クリーニングに5点出した。受け取りの際に、3点についてトラブルが見つかった。①黄色のワンピースの膝部分になかった筈のシミがついていた。再度シミ抜きされたのでシミは薄くなったが生地が薄くなってしまった。②緑色のワンピースは襟ぐりや裾の折り返し部分やポケットの縫い付け部分の色が抜けて白くなっていった。③婦人コート(毛混)の仕上げが悪くて前後の着丈が3mm違っていた。再プレスされたが誤差は残っている。再処理の結果①、③については仕方がないと許容できるが、②については納得できない。緑色ワンピースの購入価格の弁償を求めたがクリーニング業者は責任がないという。</p>	<p>相談品</p> 	<p>生地が多重になっている部位にプレスによるアタリが見られる。相談品が濃色で白いアタリが目立ちやすい傾向もあるが、プレス時の当て布やアイロン加重でクリーニング業者の配慮が不足していた可能性も考えられる。クリーニング業者は「白化現象なのでこちらに落ち度はない」と主張するが、クリーニング工程の洗浄中に起きた白化であれば、ワンピース全体にスジ状もしくはムラ状のランダムな色相変化が生じると推測され、本件の現象には該当しないと考える。また、著しく白化しやすい生地特性である可能性もあるが、メーカーに同様の申し出はないことから、その見込みは低いと推察する。この結果をふまえ、相談者は百貨店の店頭からワンピースのメーカーに生地データ等の資料を請求した。その資料をもって相談員がクリーニング業者に対して賠償金の交渉を行ったところ、クリーニング事故賠償基準に基づき補償された。</p>																										

品目	品名	テスト依頼内容	相談品及びテスト写真	テスト結果
被服品	婦人ジャケット	<p>2年前の7月に購入したシワ加工のジャケットを、昨年夏頃に初めてクリーニングに出したところ、アイロンで無理やり伸ばしたようにシワが取れて戻ってきた。サイズも大きくなって着られない。クリーニング業者に申し出たが横柄な態度で「表示通りにした」と一言で済まされ、怖くてそれ以上言えなかった。シワをもとに戻せないものかと購入店に相談した。本社に送って調査依頼してくれた。結果は、「生地段階で加工しているので縫製後はできない。クリーニング店に弁償してもらおうように」と言われた。購入履歴から購入日や購入価格もわかっている。クリーニング店に賠償してもらえるかテストしてほしい。</p>	<p>相談品</p>  <p>メーカーの生地サンプル</p> <p>クリーニング後</p>  <p>表示の内容が矛盾している</p> 	<p>クリーニング業者は「ドライの後で軽くスチームをあてた可能性はあるが、強いプレスはしていない」と主張。相談者は、①シワが伸びているので修正してほしい②サイズも大きくなっている、この2点について店頭からメーカー本社に確認を求めたが、メーカー品質管理室の回答は「生地段階でシワ加工を行っているので、製品での再加工は不可能。サイズは特に大きくなっておらず問題ない」との回答。メーカーの生地サンプルとクリーニング後の相談品を比べると、明らかにシワ加工が消失して、プレス圧がかかってシワが伸ばされているように見える。洗濯絵表示は「低温アイロン+当て布」、付記用語に「アイロン、又はスチームアイロンのご使用は絶対にお避け下さい」とあり、表記指示が一貫していない。メーカーに低温アイロンの絵表示について「シワ加工に不適ではないか」と指摘すると、表示が間違っていると認められた。しかし、2年前(2012年)の商品なので補償はしないという。クリーニング業者の取扱いはシワ加工にふさわしくなかったと推測するが、商品に付記された取扱表示に従えば低温アイロンしてもよいという解釈になるので、今回の事故はメーカーに非があると判断する。相談者が、同等の新品商品を受け取り、納得された。</p>
被服品	婦人セーター	<p>3年前に購入したカシミヤのセーター(グレーと白の毛糸)。初めてクリーニングに出したところ、全体に白っぽくなりフェルトのように弾力がなくなっていた。クリーニング業者は「こんな(この程度の)ものだ」というので強く抗議しセーターは受け取らずに帰った。クリーニング業者がメーカーに連絡して、報告書をもたらしているようだが内容は知らない。購入したデパートに連絡したが当該品の販売店は立ち退いていて連絡が取れないといわれた。セーターがクリーニングにより変化してしまったことがわかるか調べてほしい。</p>	<p>相談品</p>  <p>絵表示他</p> 	<p>メーカーの意見聴取では、「9年前の製品なのでこの商品に関する資料はない。インポートなので外国人の体型に合わせて作られているため袖が長い。今回の相談品を見て率直な感想は、9年前の商品だが非常にきれいな状態で着用・保管されていると思う。」とのことであった。クリーニング店は石油系ドライ シリコーン溶剤で行った。衣服の繊維・縫製・染色に対しても最もダメージを与えずにドライクリーニングできる溶剤です、と書面で相談者に説明している。商品の元寸が入手できないため、クリーニングによる寸法変化は判断できないが、XSサイズということとを考慮すると商品の伸縮性や全体のサイズ感に大きな問題はないように思われる。風合いは、主観的な評価なので感じ方に個人差が大きく、比較判断がむずかしい。メーカーが「お申し出商品に色落ちや風合い変化は見受けられません」と見解を出している点もふまえ、今回はクリーニングによる許容範囲内の風合い変化が生じたものと推察された。</p>

品目	品名	テスト依頼内容	相談品及びテスト写真	テスト結果
被服品	スリッパ	<p>テレビ通販でキャミソール4点とスリッパ2点を購入した。素材はすべてポリエステル95%ポリウレタン5%。黒のスリッパを着たら痒くなり、おしゃれ着洗い用洗剤を使って手で水洗いをした。水が真っ黒になるほど色落ちしたので、一旦乾かし、再度水洗い。真っ黒ではないが紫っぽい黒い色落ちがあった。「濃い色は色落ちします」と書いてあったが、ひどいのでメーカーに相談した。メーカーを通して通販会社から連絡があり、色落ちの件を伝え、検査を希望した。「堅牢度は各社が決めることができる。手元の色落ちのスリッパを送ってほしい」といわれた。通販会社の同等品で調査してほしいので送りたい。個別の案件として済ませようとしている。こんな色落ちする商品を販売してよいのか調査してほしい。</p>		<p>メーカーによる在庫品での堅牢度試験は、洗濯・汗・摩擦・水・色泣きの5項目について実施された。洗濯テストは相談者が使用した洗剤を指定して、JISのA-1法(40℃洗濯機洗い)で行っている。結果は、洗濯の一部(汚染)と色泣きに不合格数値であった。しかし、色泣きは配色デザインではないので注視項目ではない。汚染はメーカーの自社基準を満たしていないが、一般的な基準は満たしていたので性能に大きな不備はないと考える。他項目については合格数値であった。相談者が申し出た液洗汚染は4級と良好な結果であり、多少の染料流出はあるものの他の繊維に移行する現象(逆汚染)まで発展する不良品とはいえない。</p> <p>また、相談品のスリッパ(着用+2回洗濯)とキャミソール(新品)で移染の簡易テストを当室で行った。ドライ油性系、および水溶性シミ抜き剤による白布への色移りの様子からは、染料移行が認められるが、水溶性(水を媒体とする色移り)に注目すると度合いは顕著なものではない。この見解は個人の主観が影響するものの、同浴品への色移りが多発する事例として報告がない点や、単品で洗濯(手洗い)されれば他の衣料に移染する心配はないため、問題になりにくい。販売者が主張する個体差、もしくはロット違いによる性能のバラツキは存在しないわけではないが、今回のテストで確認された品質であれば商品に問題があるとは言えない結果であった。</p>
被服品	紳士ポロシャツ	<p>ポロシャツをクリーニングに出した。台襟の内側にある紺生地から外側の白生地の色が移った。クリーニング業者がメーカーに苦情を言ったが、メーカーは品質に問題がないという。相談者はクリーニング業者から消費生活センターへ相談するよう言われた。2012年に相談者(夫)が退職記念としてプレゼントされたもの。2013年5~6回着用した。そのうち1回はゴルフでの着用。洗濯はゴルフの後に1回のみ、手洗いでおしゃれ着洗濯用の洗剤を使用した。手洗い洗濯時には青色は出なかった。洗濯後に1回着用した。その時は洗っていないが今期は着用していない。5月に襟汚れが気になり、クリーニングに出したところ、白生地の色が移った。原因を知りたい。</p>		<p>クリーニング業者はしみ抜き処理を行った際、「やればやるほど紺の染料が流出するため、色移り色素の除去は不可能」との見解を示した。台襟に顕著な色泣きが生じているのは、表側白、裏側紺の生地配色で目立ちやすいこと、縫い目付近は乾燥しにくく生地が密着しているためと思われる。表裏が同じ紺生地の右前立ては染料がにじみ出てもわかりにくい、前立て下部の白生地と重なる部分には台襟と同様の現象がある。綿を染める反応染料は、染色してから時間の経過とともに空気中の水分等を含み繊維と結合する力が弱まり、染料が容易に遊離しやすくなる。衣服は一着の製品を作るにあたり、同じ反物から各パーツを採取することが基本とされている。色移りした紺生地は本体を構成する主素材ではなく、少量の一部分使用であるため、別ロットの素材を裁断・縫製したのではないかと推察する。色移りする様子が部位によってバラついている点について、紺生地が同一反から裁断された生地ではなく、生産された時期または染色釜が異なる生地(ロット違い)を用いられた可能性は否めない。また、台襟周辺に著しい染料の流出が発生していることに注目すると、汗成分による染料分解もあり得るが、クリーニング受け取り時の状態が不明なため断定できない。クリーニング業者でのしみ抜き処理によって色移りが広がった可能性もあり、原因の特定は困難であった。</p>
被服品	婦人トレーニングウェア	<p>ゴルフウェアブランドの黄×白ボーダーのノースリーブワンピースを今年のバーゲンで購入し一度着用後、洗濯した。この商品だけを手洗いし、室内に干したところ、黄色の部分が黄緑に変色した。販売店に苦情を申し出たところ、洗濯の絵表示(お取扱上の注意)を守らないための事故だといわれた。注意表示は表・裏あり、表の表示しか確認せず洗濯をしたが、購入時に洗濯方法の説明義務はないのか。同じブランドの商品を数点所有しており、同様の洗剤を使用しているが変色しない。納得いかないので返品したい。</p>		<p>相談品のボーダーの黄色部分が黄緑色に変化しており、部分的に液状物質が付着した形状で変色している部分も見られた。その変色は生地裏側、ポケット内部まで及んでいることから、浸透している様子がうかがえる。また、白色部分もオリジナル生地より若干くすんで見える。メーカーから取り寄せたオリジナル生地、申し出の洗剤(液体合成洗剤)と無蛍光洗剤による手洗い試験を行ったが、いずれの洗剤使用においても黄色部分に変化は見られなかった。したがって、相談品は申し出の洗剤により変色が発生する可能性は低いと考えられる。洗剤以外に、洗濯の方法や環境、条件などの影響が推察されるが、原因の特定は不可能であった。</p>

品目	品名	テスト依頼内容	相談品及びテスト写真	テスト結果
被服品	婦人ジャケット	<p>シルクのジャケットと綿の1重の上着、旅先で購入した黒のジャケットをクリーニングに出した。3点とも元の状態と違う状況で戻ってきた。シルクジャケットは脱色された状態であり、綿のジャケットは風合いが違っていたうえ白い埃が所々に付着していた。2度しか着用していない黒のジャケットは風合いが違って戻ってきた。シルクのジャケットと綿の上着についてはクリーニング店の対応に、ほぼ了解できるが、黒のジャケットについては納得できない。このまま泣き寝入りしないといけなからい。</p>	<p>相談品</p>  <p>前身頃 後身頃</p> <p>表示</p>  <p>新品生地</p>  <p>相談品生地</p> 	<p>相談品の風合いは未クリーニングのエンジ色(色違い)の生地と比較して特に大きな遜色は見られない。相談品の各部位を採寸し、メーカーから提供された「企画サイズ」と比較したところ、タテ方向に-1.9~-2.1%、ヨコ方向に-5.5~-11.5%と、ヨコ方向に著しい収縮が認められた。ポリウレタンは伸縮性に富んだ繊維で、体の動きに合わせて生地が追従する特長があるが、ナイロン・ポリウレタンともに熱に弱い性質を持っている。ポリウレタンは生地組成において混用比率が高いほど、熱を受けた場合に寸法変化が生じやすい傾向があることから、相談品全体に許容範囲を超える収縮が発生した原因には、クリーニング時のタンブラー乾燥が影響している可能性が考えられる。数値のとおり収縮がおけると相談品の表面は凹凸がより深くなるのが想像できるが、外観変化についてはシワ加工が細かく表れており、風合いが変わっているとは見えない。しかし、特に大きい収縮数値は袖部で、袖幅39.7cm→35.6cmということは袖まわりで約8cm縮んでいることになり、着用された際にはクリーニング前と比較して腕に窮屈な感じや、腕の上がりにくさを感じられると推察する。詳細なクリーニング工程が不明なため、タンブラー乾燥の有無は判断出来兼ねるが、クリーニング業者から返却後に相談者が何らかの変化を感じられたとすれば、元寸法からの縮みに起因している可能性がある。後日メーカーから「企画サイズ」よりも実際は小さく商品は出来上がっていたと連絡があった。よって詳細な寸法の変化については不明となり、原因の特定は困難であった。</p>
被服品	婦人用バッグ	<p>昨年購入した赤のショルダーバッグを海外旅行中に使用し、着用していた服(白色のTシャツ数枚)にかばんの色が移った。販売店に苦情を伝え、取扱説明書に「色移りをするところがある」と記載があるので返金はできないと言われた。販売店が商品について初めての苦情なので検査をしたいという申し出があったので了承した。着用していた服について販売店でクリーニングをしてくれたが、きれいに落ちていない。その後、一部が切断されて使えなくなった商品(ショルダーバッグ)が説明なく送られてきた。不満なのでこのバッグが悪いのではないかと調査してほしい。</p>	<p>相談品(後ろ側)</p>  <p>ショルダー部(表)</p>  <p>ショルダー部(裏)</p> 	<p>外部試験機関での染色堅牢度試験の結果では、湿潤状態で摩擦された場合または人工汗液を含有した状態で、添付白布に顕著な色移りが生じている(汗試験の汚染 酸性/アルカリ性とも1-2級)。販売店の品質管理室の試験結果と比較すると、水試験及び湿潤摩擦の汚染がそれぞれ半級劣る等級であった。</p> <p>販売店品質管理室の観察結果(写真)から、相談者のTシャツ数枚には、後ろ身頃のほぼ同じ部位に色移りが認められる。相談者が左肩にショルダーバッグをかけた際、ショルダー部の表側についている赤い革が衣服に直接あたっていたと推察する。皮革製品は、個体差や部位によって強度・堅牢度等にバラツキが発生しやすい特性がある。また、染色工程において高温や強い圧力がかけられないため、堅牢な染着が得られない場合もある。相談品のショルダーバッグには「素材の性質上、色落ちする場合があります。特に水に濡れますと、色ムラやシミになりやすいのでご注意ください」と取扱注意が表示されていた。相談者は旅行先で雨に降られておらず、滞在した夏季の平均最高気温が26~27℃であることから相談品は汗と着用摩擦の複合作用でTシャツへの色移りが発生したと考える。表示の「色落ち」は皮革の赤色がうすくなるのか、赤色が他に移ることなのか判断しにくい。たとえ表示物がついていても、販売時に皮革製品の取扱いや注意点について、詳しく口頭で説明するべきだったのではないかと考える。</p>

品目	品名	テスト依頼内容	相談品及びテスト写真	テスト結果
被服品	紳士靴	約1年前にスーパーで購入した通勤用のビジネスシューズ。何足か持っているのですが、月1回ぐらいしか履いていない。雨の日に水がしみてくるので見てみると、靴底が割れていました。商品に問題があるのではないかと、調べてほしい。	<p>相談品</p>  <p>左足 右足</p>  <p>両足の靴底に亀裂が認められる</p>  <p>PU:ポリウレタン</p>	相談者から申し出のあった販売店には相談品は納品されておらず、近隣の靴専門店にも納品されていないことから、相談品は他店で購入したものと考えられる。メーカーへの聴取により相談品は2007年3月に製造されたものであると判明した。靴底のひび割れはポリウレタンの加水分解による劣化と考えられる。靴の取扱い方法及びポリウレタン底の特性については靴箱底面に記載されており、ポリウレタンは使用回数に関わらず経年劣化が生じることを伝えた。
被服品	婦人靴	インターネットでショートブーツを購入した。履口は両サイドにゴムがあり、そのまま足を入れることができるようなサイドゴアだったので注文した。ワンサイズ上を注文するように説明書きがあったので、通常は24センチだが靴下をはいても履けるように24.5センチを注文した。届いたショートブーツを履こうと足を入れたが、どう考えても入るものではなかった。販売店に連絡したが、「間違ったサイズを送ったわけではないし、初めはゴムが固いかもしれない。」とキャンセルを受け付けてくれなかった。態度も横柄で今までの通販業者はきちんと返品などにも応じてくれていた。対応が傲慢だ。履けないような靴を売りつけることに納得いかない。履けない靴であることをテストしてほしい。	<p>相談品</p> 	5人のモニターに履いてもらった。モニターテストの結果では、履けなかった人は一人もいなかった。すべてのモニターが履くことができたが、「履きにくい」「やや履きにくい」という人は5名中3人いた。しかし、まったく履けないわけではなく、履いてしまえば履き心地は悪くないようである。強いて言えば履いている間の窮屈感は背が高い人に感じられるようである。サイドゴアタイプで、履口から底のあたりまでゴムが伸びる仕様になっているため、大多数の人が着脱可能で商品としては問題ないと考えられる。
保健衛生品	歯ぶらし	0～3歳児向けの仕上げ歯磨き用の歯ぶらしから毛束の1つがポロツと取れた。小さな金属片が毛羽のあいだに挟まっていた。となりの毛束にもある。もう一本新品があるが、それには金属片は見当たらない。単品不良なのかどうか調べてほしい。	<p>左が相談品 右が未使用品</p> <p>相談品 未使用品</p>  	相談品と未使用比較品を確認したところ、毛羽の本数に差はなかった。相談品は留め具の金属がきちんとはまっていなかったため脱落した可能性が考えられる。相談者より提供のあった2本だけの検査では、単品不良か否かはわからなかったが、乳幼児用の歯ぶらしで誤飲する危険が伴うことから、メーカーに検品体制を問うなど、再発防止の注意喚起をし、関係機関に通知することとなった。

品目	品名	テスト依頼内容	相談品及びテスト写真	テスト結果
保健衛生品	使い捨てコンタクトレンズ	<p>普段からコンタクトレンズショップに併設されている眼科で検眼し、その結果に合う製品をすすめてもらうという方法でコンタクトレンズを購入している。問題の製品は1年半くらい前に20箱まとめて買った。現在10箱くらい残っているが、2月に入ったころに未開封の箱を開けた。1回目からずっと1日が終わるころには白目が真っ赤になっていた。2~4回までは季節的なものかなと思いき、眼科に行かず充血が引くまでは眼鏡で過ごし、治まったところまた、コンタクトを使うようにしていた。めがねと併用しながらだましだましコンタクトを5回装着してきた。しかし、5回目にも同じ症状になったので眼科で調べてもらったところ、細菌性の結膜炎と診断された。流行性の結膜炎の検査やアレルギーの検査もしてもらったがいずれも該当せず、やはりコンタクトレンズに細菌が発生しているのではないかと思う。メーカーに調べてもらいたいと申し出たところ断られた。検査してほしい。</p>	<p>相談品</p>    	<p>(独)国民生活センターへ調査を依頼した。細菌の有無を調べるために第十六改正日本薬局方の一般試験法に定められた「無菌試験法」に基づいて試験された。無作為に抽出された10枚のソフトコンタクトレンズについて液状チオグリコール酸培地300ml、ソイビーン・ダイジェスト培地300mlにそれぞれ浸漬し。微生物の増殖を観察した。その結果、苦情品の未開封のソフトコンタクトレンズからはいずれの培地においても観察期間中に微生物の増殖は認められなかった。今回の調査の限りでは未開封品の無菌状態は保たれていると考えられるとのことであった。</p>
教養娯楽品	携帯型音響映像機器	<p>ポータブルDVDプレーヤーで音楽を聴くと、途中で低周波のような音が鳴るので修理に出したが、そのような音は聴こえないと言われた。2回修理に出したが、メーカーは異音は聴こえないと言っている。公的な機関で調べてほしい。CDをヘッドフォンで聴くと、曲と曲の間にブーンと低周波のような音が聴こえる。</p>	<p>相談品</p>  <p>相談者所有のヘッドフォン</p> 	<p>販売店は異音はDVDプレーヤー付属のイヤホンでは確認できないというが、当室では相談者所有のヘッドフォンや、当室が用意したイヤホンでは異音は認められた。DVDプレーヤー本体が付属のイヤホン以外に対応できない性能であれば、取扱説明書などに記載する、または販売時に説明する等の必要があると考える。取扱説明書では付属のイヤホンのみ使用とは指定はない。相談者はいかなるヘッドフォン類にも対応できるものと思いつている。相談品は展示品だったため、通常の新品とは状態が異なっていた可能性はあるが、問題になった異音は相談者の他に少なくとも4名(友人2名、相談・テスト職員の2名)が認識した。その後、メーカーが相談者が使用しているヘッドフォンで異音を確認したため、付属イヤホンを使用することを前提に、同型の新バージョンの新品に機種交換することを提案した。相談者が販売店に赴き、提案のあった新バージョンの新品DVDプレーヤーをDVD付属のイヤホンで視聴したところ、DVD付属のイヤホンでも異音を確認した。店員も異音が聴こえることを認めたため、相談者は当初の購入金額を返金してもらって相談は終了した。</p>

品目	品名	テスト依頼内容	相談品及びテスト写真	テスト結果
車両・乗り物	車シートカバー	<p>車のシートカバー(半オーダーメイド)を注文した。3カ月後に納品されて取り付けしたが2週間もたたないうちに一部が裂けてきた。商品が悪いのではないか。買ってすぐに破れるのは不良品に違いない。業者に言っても全く対応してくれない。原因を調査してほしい。</p>	<p>相談品</p>   <p>表側の生地裂け</p>  <p>裏側の生地裂け</p> 	<p>外観試験では鋭利な刃物で突き刺したような傷があったが何が原因かはわからなかった。</p> <p>外部試験機関での調査の結果、生地裂けの原因として以下のことが考えられた。① 表側から確認できる生地裂けは2ヶ所のみで、その2ヶ所の生地裂け部の間には裏側から型押しされたような線状の痕跡がある(写真矢印A,B)。② 縫い目を解くと、表側の生地裂けが縫い代内にまで及んでいることが確認できた(写真矢印C)。③ カーシートカバーの生地は4層構造のボンディング生地であり、表側樹脂発泡層に確認できた線状の痕跡部分では、裏側から見ると2層目白色基布側に線状の裂け目が確認できた(写真矢印D)。線状の裂け目は2層目白色基布側から1層目樹脂発泡層にもわずかに達している。3層目(スポンジ)と4層目(不織布)に生地裂けは認められない。</p> <p>以上の結果から、カーシートカバー生地の製造工程中、裏側の白色基布側からカット疵(キズ)が入った様子がうかがえる。そのカット疵(キズ)が発端となり、運転中の着座によって作用する荷重や摩擦等の力がその部分に加わることで、シートカバー表側に裂けとして顕在化したのではないかと推察された。</p>